

## 東京都廃棄物審議会運営要綱

平成12年3月31日  
11清ごみ対第815号

### (趣旨)

第1 この要綱は、東京都廃棄物条例（平成4年東京都条例第140号。以下「条例」という。）第24条第9項に基づき、東京都廃棄物審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (組織)

第2 審議会は、次の各号に掲げるものにつき、当該各号に定める人数の範囲内の委員をもって組織する。

- |                  |    |
|------------------|----|
| (1) 学識経験を有する者    | 9名 |
| (2) 都民及び非営利活動法人等 | 3名 |
| (3) 関係団体の代表      | 5名 |
| (4) 区市町村の長の代表    | 3名 |

### (臨時委員)

第3 条例第24条第6項に規定する臨時委員は、調査審議する当該特別事項又は専門の事項の内容を勘案して、知事が任命する。

2 臨時委員の任期は、調査審議する当該特別の事項又は、専門の事項の調査審議に必要な期間とする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠の臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (招集)

第4 審議会は、知事が招集する。

### (会長)

第5 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (定足数及び表決数)

第6 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

### (部会)

- 第7 審議会は、条例第24条第7項の規定に基づき、部会を置き、当該部会に同条第2項に規定する調査審議事項を付議することができる。ただし、緊急を要する場合は、会長が部会の設置及び部会への付議を決定することができる。
- 2 部会は、会長が指名する委員及び臨時委員をもって組織する。
  - 3 部会は、会長が招集する。
  - 4 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長がこれを指名する。
  - 5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
  - 6 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ当該部会に属する委員のうちから部会長が指名する委員がその職務を代理する。
  - 7 部会長は、その部会の調査審議した結果を審議会に報告しなければならない。
  - 8 部会の定足数及び表決数については、審議会の規定を準用する。

### (関係者からの意見聴取)

- 第8 会長は、条例第24条第8項の規定に基づき、関係者から意見又は説明を聴こうとするときは、当該関係者にその旨を通知する。
- 2 部会長は当該部会の審議に際し、必要があると認めるときは、関係者から意見又は説明を聴取することができる。聴取に当たって、部会長は、あらかじめ当該関係者にその旨を通知する。

### (会議の公開等)

- 第9 審議会及び部会の会議は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号）第7条各号に掲げる非公開情報に係る案件を調査審議する場合にあっては、一部又は全部を非公開とすることができる。
- 2 審議会及び部会においては、会議ごとに議事録を作成するものとする。
  - 3 審議会及び部会の議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。
  - 4 前項ただし書の規定に基づき非公開とする場合にあっては、その根拠を明らかにするものとする。
  - 5 前2項の規定は、審議会及び部会の会議資料等について準用する。

### (幹事)

- 第10 審議会に幹事を置く。
- 2 幹事は、別表に掲げる職にあるものをもって充てる。
  - 3 幹事は、審議会及び部会に出席し、委員の調査審議を補佐するものとする。

### (庶務)

- 第11 審議会の庶務は、環境局において処理する。

**(委任)**

第12 この要綱に定めるもののほか、審議会及び部会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

**附 則**

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成15年6月2日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年7月8日から施行する。

**附 則**

この要綱は、平成28年11月25日から施行する。

別表

環	境	局	資源循環推進部長 調整担当部長
---	---	---	--------------------